

令和5年9月定例会

厚生委員会資料
(市民生活部)

秋田市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第11条 (略)		第1条～第11条 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)		(略)	
秋田市上北手地区コ ミュニティセンター	秋田市上北手猿田 字苗代沢37番地1	秋田市上北手地区コ ミュニティセンター	秋田市上北手猿田 字四ツ小屋29番地 1
(略)		(略)	

秋田市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第12条（略） （印鑑登録の証明）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、次に掲げる物を利用して、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した民間事業者の使用に係る電子計算機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により申請することができる。</p> <p><u>(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u></p> <p><u>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備</u></p> <p>3（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第12条（略） （印鑑登録の証明）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録の証明を受けようとする者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した民間事業者の使用に係る電子計算機であって、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）<u>に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力することにより申請することができる。</u></p> <p>3（略） 以下（略）</p>

河辺市民サービスセンター大規模改修事業について

- 議案第115号 河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件
議案第116号 河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件
議案第117号 河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

1 工事概要

- (1) 工事場所 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2
(2) 構造規模 鉄筋コンクリート造地上3階、延べ面積 3,362.45㎡
(3) 諸室配置
1階 市民窓口、子育て交流ひろば、地籍調査室、トイレ
2階 文書法制課総合書庫、災害用備蓄庫
3階 指定管理者事務室、地域文化ホール、和室3室、洋室2室、トイレ
(4) 工事内容 建築工事
・外部および内部改修工事、昇降機改修工事、車庫棟改修工事ほか
電気設備工事
・受変電設備、非常用発電機設備、幹線設備、電灯設備ほか
機械設備工事
・空調設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備ほか

2 事業スケジュール

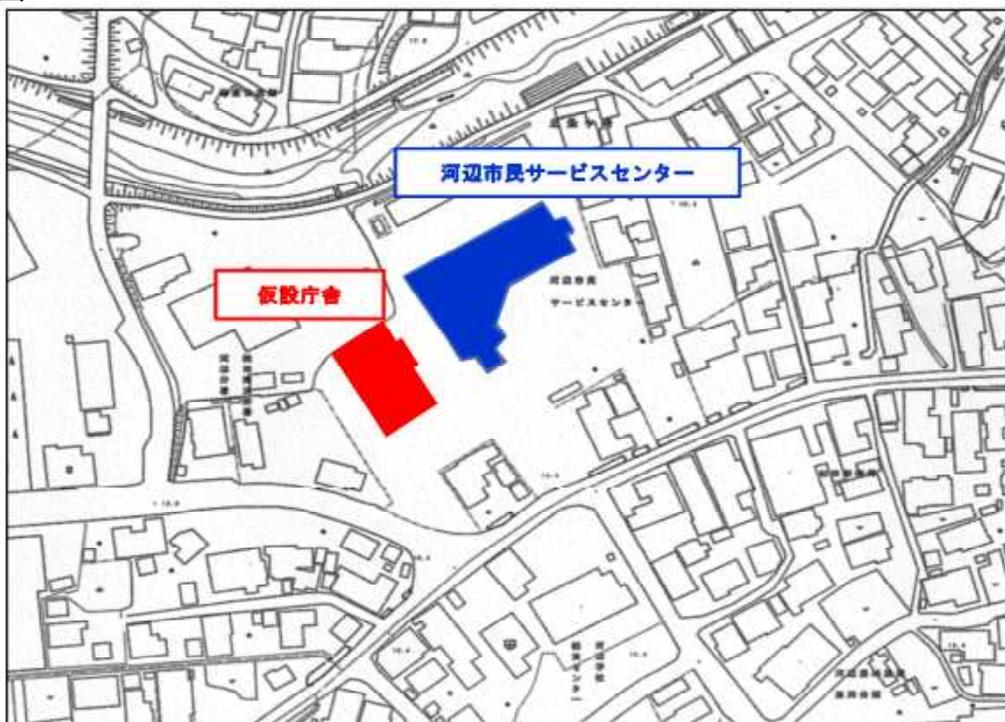
令和5年10月から令和7年1月31日まで 大規模改修工事
令和7年3月 窓口業務開始
4月 貸館業務開始

3 工事費（契約予定額）

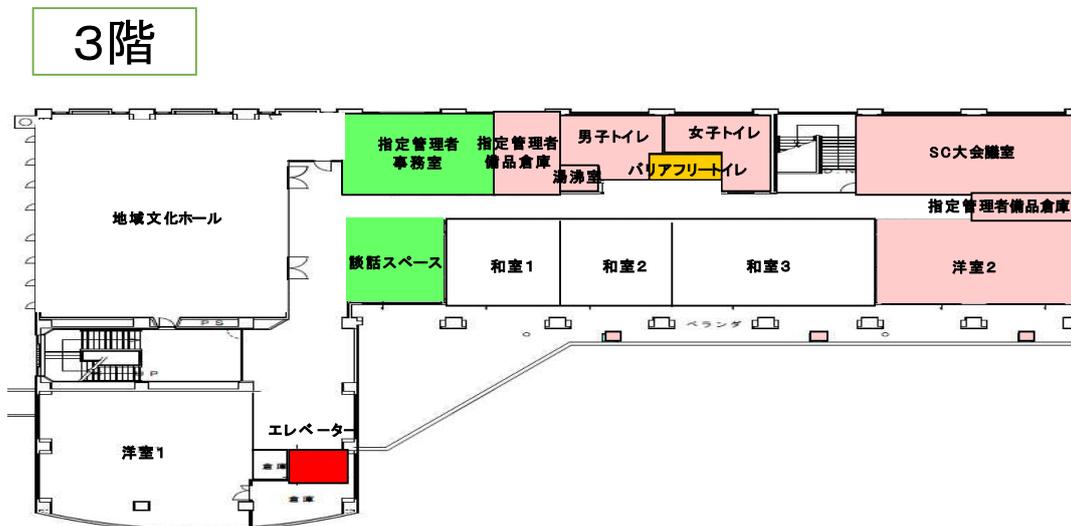
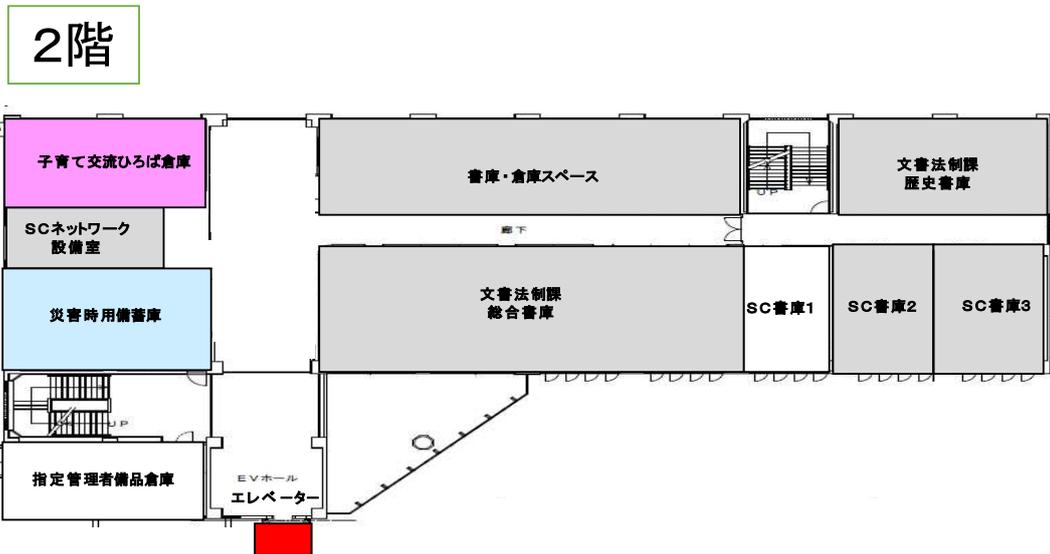
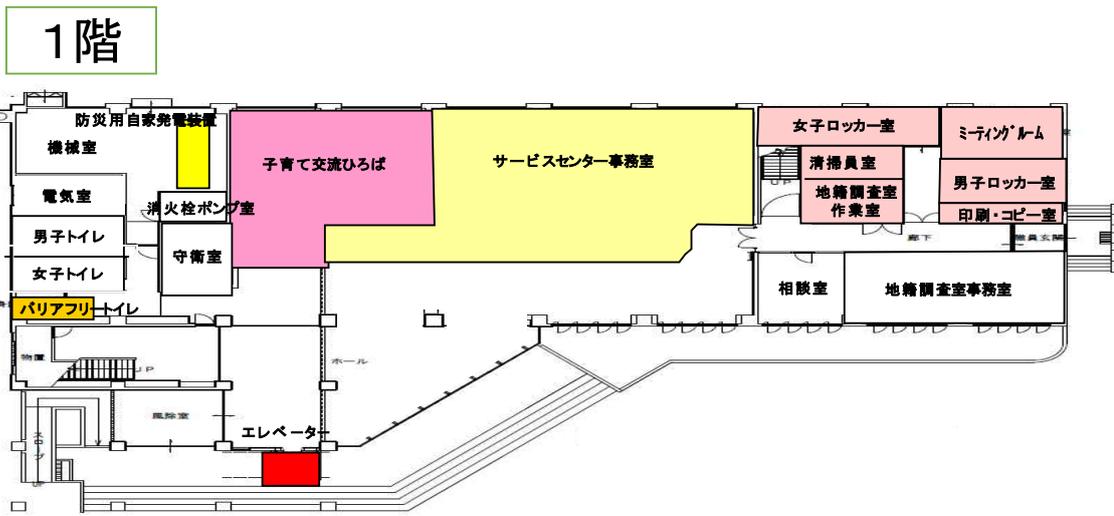
（単位：千円）

	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	計
令和5年度	178,200	41,773	48,950	268,923
令和6年度	415,800	167,093	195,800	778,693
合計	594,000	208,866	244,750	1,047,616

4 配置図



5 改修後平面図



議案第115号 河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件

入札結果表

工 事 番 号 他 工 第 15 号

工 事 名 河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事

工 事 場 所 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

入 札 方 式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開 札 日 令和5年8月2日

予 定 価 格 542,300,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調 査 基 準 価 格 501,818,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 金 額 540,000,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 者 中田・栗野・田村特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	中田・栗野・田村特定建設 工事共同企業体	540,000,000	0.3605	4.2500	4.6105	落 札
2	加藤・佐々木・小南建設工 事共同企業体	—	—	—	—	辞 退
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第116号 河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件

入札結果表

工事番号 他 工 第 16 号

工事名 河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事

工事場所 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

入札方式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開札日 令和5年8月2日

予定価格 208,200,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調査基準価格 190,620,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札金額 189,878,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落札者 三菱マテリアル電子化成・加島電気工事特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	三菱マテリアル電子化成・ 加島電気工事特定建設工事 共同企業体	189,878,000	7.3287	6.7500	14.0787	落札
2						
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

議案第117号 河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

入札結果表

工 事 番 号 他 工 第 17 号

工 事 名 河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事

工 事 場 所 秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2

入 札 方 式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開 札 日 令和 5 年 8 月 2 日

予 定 価 格 222,900,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

調 査 基 準 価 格 204,964,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 金 額 222,500,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）

落 札 者 羽後設備・山二施設特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 （A）	技術等評価点 （B）	総合評価点 （A+B）	
1	羽後設備・山二施設特定建設工事共同企業体	222,500,000	0.1525	8.9375	9.0900	落 札
2						
備考 入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。						

公共施設に係る使用料等の見直しについて

1 取組の概要

本市では、物価高騰等の社会経済情勢の変化を踏まえ、第8次秋田市行政改革大綱の取組項目の一つに位置付けた「受益と負担の適正化」を図るため、次の見直し方針に基づき、公共施設の使用料等の改定要否について検討を進めてきたところであり、今後、関係条例を改正した上で令和6年度から新料金へ移行したい。

2 見直しの方針

(1) 施設の範囲

公共施設の行政サービスを施設の性質に応じて分類し、次の施設は見直し対象から除外する。

ア 市民生活において必需性が高い施設（図1①③）

イ 受益者負担割合が50%又は100%の施設（図1②④）のうち、現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設

ウ 現在、使用料等を徴収していない施設（コミュニティセンター、老人いこいの家など）

エ 開設から間もない施設、改修中の施設等（文化創造館、千秋美術館など）

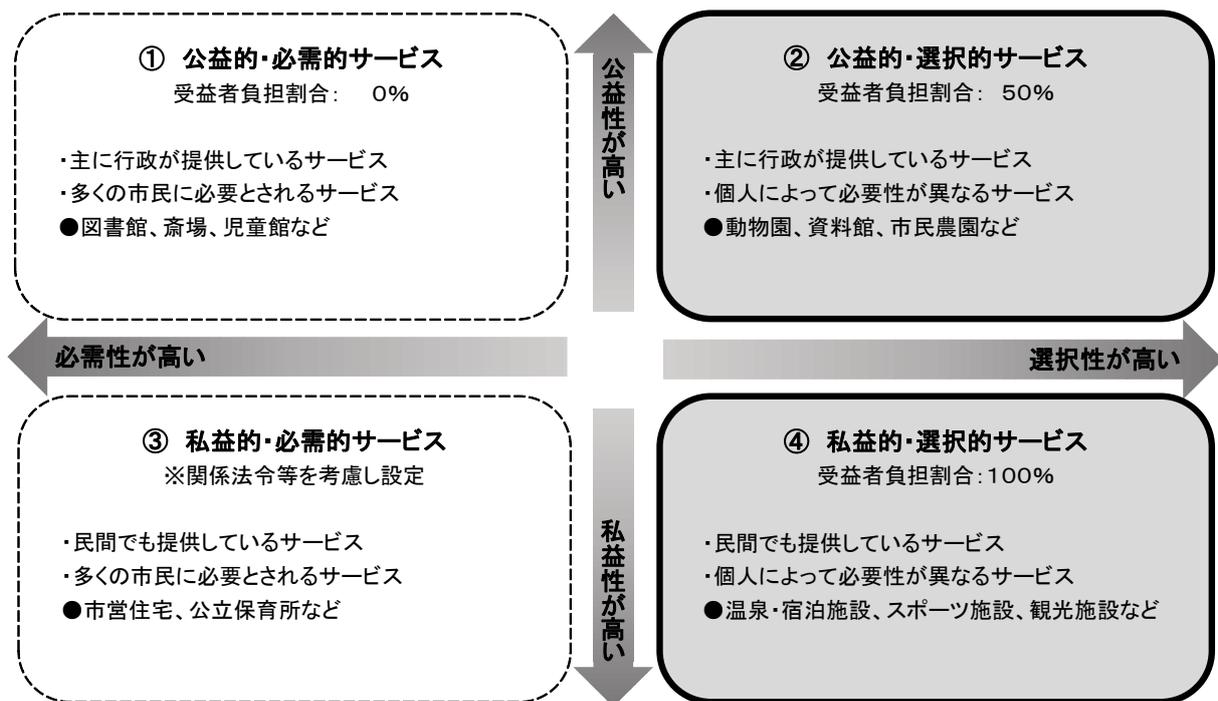


図1：公共施設のサービス分類と主な施設

(2) 使用料等改定の考え方

- ア 算定料金（管理原価^{*1}×受益者負担割合）に基づき改定後料金を設定する。
- イ 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限（激変緩和措置）として改定後料金を設定する。
- ウ 民間施設や他自治体施設の料金区分・水準、本市の同類施設における統一性なども考慮する。

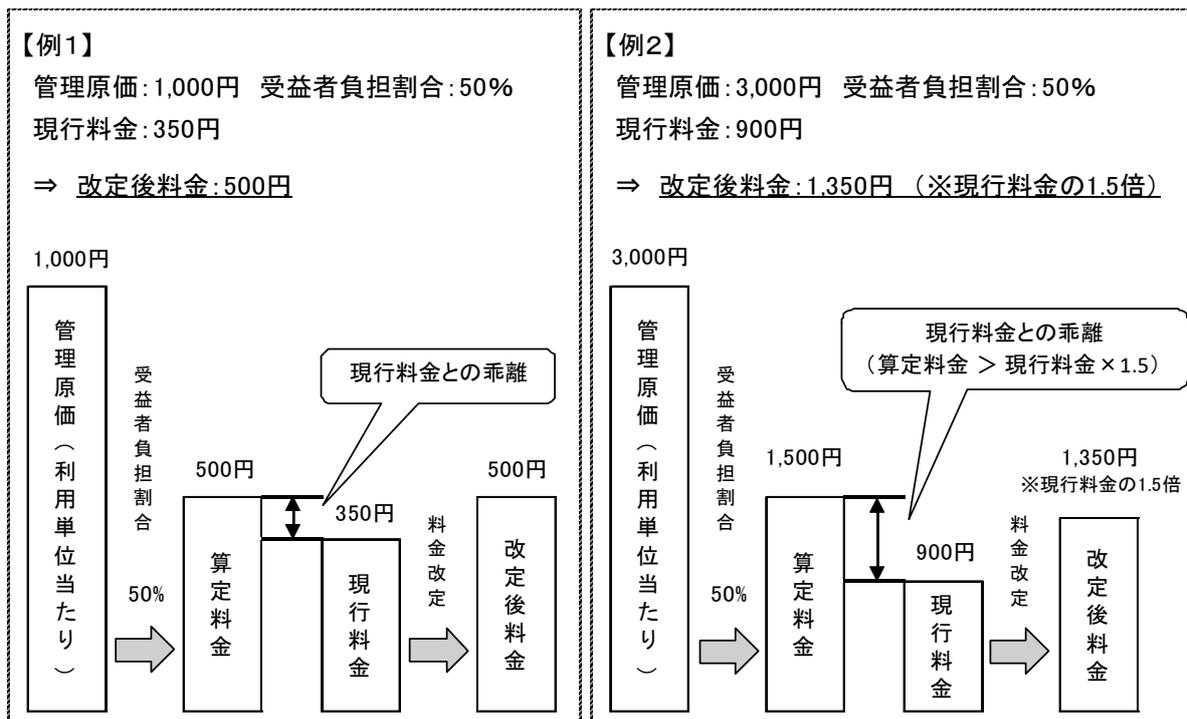


図2：改定のイメージ

*1【参考】管理原価

年間管理運営費（人にかかるコスト+物にかかるコスト）をもとに、施設の利用形態に応じて、①1㎡・1時間当たり又は②利用者1人当たりに要する金額のこと。

- ① 貸室（会議室、和室、ホール等）など、一定の区画を貸し出す施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 貸出区画の総面積 ÷ 年間貸出可能時間

- ② 観光施設など、不特定多数の個人が同時に利用する施設

管理原価 = 年間管理運営費 ÷ 年間利用者数

3 改定対象施設

今回検討対象とした全510施設のうち、2の「見直しの方針」に基づき、353施設を改定対象とする。このうち、市民の日常的な使用に関わる改定が63施設、そのほか営利目的等に使用する場合は都市公園や学校など290施設となっている。

表1 改定対象施設数

項 目		施設数	備 考
検 討 対 象 施 設		510	
見直し対象から除外	ア 受益者負担割合0%に分類している施設	48	図書館、斎場、児童館など
	イ 関係法令等を考慮し、料金設定をすることとしている施設	32	市営住宅、公立保育所など
	ウ 現行料金と算定料金の乖離が10%未満となる施設	4	新屋ガラス工房、園芸振興センターなど
	エ 現在、使用料等を徴収していない施設	53	コミュニティセンター、老人いこいの家、交流センターなど
	エ 開設から間もない施設、改修中の施設等	20	文化創造館、千秋美術館など
小 計		157	
改 定 対 象 施 設		353	

表2 改定対象施設数内訳（所管部局別）

所 管 部 局	施設数	うち日常的な使用に関わる改定※1	備 考
観光文化スポーツ部	42	42	八橋運動公園、市立体育館、大森山動物園など
市民生活部	9	1	市民サービスセンター※1、河辺岩見温泉交流センター
福祉保健部	1	1	河辺総合福祉交流センター
産業振興部	11	11	市民農園、勤労者総合福祉センターなど
建設部	226	7	太平山スキー場、都市公園※1など
教育委員会	64	1	小・中・高等学校※1、太平山自然学習センター
改定対象施設	353	63	(減額改定対象：3施設)

※1 営利目的等の使用料を改定する市民サービスセンター（8施設）、都市公園（219施設）、小・中・高等学校（63施設）の計290施設を除く改定対象施設数

4 定期的な見直しの実施

定期的に行政サービスに要する費用等を把握し、4年（行政改革大綱の計画期間）ごとに使用料等の改定要否を検討する。ただし、社会経済情勢に大きな変化がある場合などは、適宜検討する。

使用料等改定対象施設一覧表

厚生委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No
1	秋田市河辺岩見温泉交流センター条例	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺岩見温泉交流センター		岩見温泉交流センター	100%	400	908		500	1
2	秋田市市民サービスセンター条例	西部市民サービスセンター	秋田市西部市民サービスセンター		多目的ホール	50%	4,190	4,616		4,930	2
3					和室1~4	50%	210	253		250	2
4					調理室	50%	410	527		480	2
5					音楽室	50%	410	528		480	2
6					陶芸工作室	50%	410	252		480	2
7					洋室1~3	50%	210	262		250	2
8					洋室4~7	50%	410	613		480	2
9					北部市民サービスセンター	秋田市北部市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	4,190	2,691
10	体育館	50%	11,380	9,305					13,390	3	
11	和室1~3	50%	210	333					250	3	
12	洋室1	50%	210	311					250	3	
13	洋室2~4	50%	410	516					480	3	
14	洋室5~6	50%	210	311					250	3	
15	音楽室	50%	410	265					480	3	
16	調理室	50%	410	481					480	3	
17	陶芸工作室	50%	410	366		480	3				
18	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	2,267		1,850	4	
19				和室1~2	50%	210	410		250	4	
20				和室3	50%	410	375		480	4	

使用料等改定対象施設一覧表

厚生委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No			
21	秋田市市民サービスセンター条例	河辺市民サービスセンター	秋田市河辺市民サービスセンター		洋室1	50%	830	1,524		980	4			
22					洋室2	50%	410	819		480	4			
23		雄和市民サービスセンター	秋田市雄和市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	1,396		1,850	5			
24					洋室1	50%	210	212		250	5			
25					洋室2～3	50%	410	582		480	5			
26					洋室4	50%	830	748		980	5			
27					洋室5～6	50%	410	582		480	5			
28					洋室7	50%	210	212		250	5			
29					和室1～2	50%	410	490		480	5			
30					和室3	50%	210	172		250	5			
31					調理室	50%	410	483		480	5			
32					南部市民サービスセンター	秋田市南部市民サービスセンター		地域文化ホール	50%	1,570	1,403		1,850	6
33								和室1～3	50%	210	283		250	6
34		洋室1～2	50%	210				304		250	6			
35		調理室	50%	410				297		480	6			
36		多目的ホール	50%	2,090				2,571		2,460	6			
37		秋田市南部市民サービスセンター別館		和室1～2		50%	210	330		250	7			
38				洋室1		50%	410	519		480	7			
39				洋室2～3		50%	210	354		250	7			
40				音楽室	50%	410	429		480	7				

使用料等改定対象施設一覧表

厚生委員会資料

この一覧表は、各施設のうち「コスト計算をした諸室」について算定料金等をまとめたものであり、各施設の詳細な改定後料金については使用料等改定対象施設概要書をご覧ください。

緑色のセルは、指定管理者制度導入施設

サービス分類
 ①公益的・必需的 - %
 ②公益的・選択的 50%
 ③私益的・必需的 - %
 ④私益的・選択的 100%

激変緩和適用一〇

No.	改正条例	所管課所室	施設名	施設名2	諸室名	受益者負担割合	現行料金(円)	算定料金(円)	激変緩和適用	改定後料金(円)	施設概要書No
41	秋田市市民サービスセンター条例	南部市民サービスセンター	秋田市南部市民サービスセンター別館		陶芸工作室	50%	410	231		480	7
42					多目的ホール	50%	2,090	3,008		2,460	7
43					調理室	50%	410	297		480	7
44		東部市民サービスセンター	秋田市東部市民サービスセンター		和室1～2	50%	410	450		480	8
45					洋室1	50%	210	328		250	8
46					洋室2～3	50%	410	491		480	8
47					調理室	50%	410	475		480	8
48					陶芸工作室	50%	410	622		480	8
49					多目的ホール	50%	2,090	3,856		2,460	8
50					地域文化ホール	50%	1,570	1,801		1,850	8
51		中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンター		多目的ホール	50%	2,090	3,085		2,460	9
52					和室1～4	50%	210	348		250	9
53					洋室1～3	50%	210	332		250	9
54					洋室4	50%	1,250	1,510		1,470	9
55					洋室5～6	50%	210	332		250	9
56					音楽室1～4	50%	410	810		480	9
57					調理室	50%	410	710		480	9
58					陶芸工作室1～2	50%	410	374		480	9

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市河辺岩見温泉交流センター
 2 所在地 秋田市河辺三内字外川原101番地1
 3 規模等
 (1) 構造等 木造一部鉄筋コンクリート造平屋建
 (2) 面積 602.21㎡
 (3) 開設年月 平成28年10月
 (4) 料金改定年月日 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 64,950人
 (6) 貸出区分・料金体系

貸出区分名	用途・概要等	使用料		回数券(12回券)	
		一般	小学生	一般	小学生
浴室		400円	200円	4,000円	2,000円
		500円	250円	5,000円	2,500円
和室		無料		/	/
		無料			

※ 使用料中 上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 002～009)

所管部局 (市民生活部)

- 1 名称 秋田市西部市民サービスセンター (No. 002)
- 2 所在地 秋田市新屋扇町13番34号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 3,643.69㎡
 - (3) 開設年月 平成21年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 46,456人

4 施設写真



- 1 名称 秋田市北部市民サービスセンター (No. 003)
- 2 所在地 秋田市土崎港西五丁目3番1号
- 3 規模等
 - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨3階建
 - (2) 面積 5,581.54㎡
 - (3) 開設年月 平成23年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 77,053人

4 施設写真



- 1 名 称 秋田市河辺市民サービスセンター (No. 004)
2 所在地 秋田市河辺和田字北条ケ崎 3 8 番地 2
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
(2) 面積 3,362.45㎡
(3) 開設年月 昭和 6 3 年 7 月
(4) 施設の利用人数 令和 4 年度 12,772 人
4 施設写真



- 1 名 称 秋田市雄和市民サービスセンター (No. 005)
2 所在地 秋田市雄和妙法字上大部 4 8 番地 1
3 規模等
(1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建
(2) 面積 3,724.22㎡
(3) 開設年月 昭和 6 3 年 3 月
(4) 施設の利用人数 令和 4 年度 9,920 人
4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター (No. 006)
- 2 所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造2階建
 - (2) 面積 2,229.44㎡
 - (3) 開設年月 平成26年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 38,202人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市南部市民サービスセンター別館 (No. 007)
- 2 所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
 - (2) 面積 1,632.00㎡
 - (3) 開設年月 平成30年7月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 40,094人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市東部市民サービスセンター (No. 008)
- 2 所在地 秋田市広面字釣瓶町13番地3
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨2階建
 - (2) 面積 2,538.98㎡
 - (3) 開設年月 平成27年8月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 49,558人
- 4 施設写真



- 1 名 称 秋田市中心市民サービスセンター (No. 009)
- 2 所在地 秋田市山王一丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造6階建
 - (2) 面積 1,966.54㎡
 - (3) 開設年月 平成28年5月
 - (4) 施設の利用人数 令和4年度 69,749人
- 4 施設写真



- 5 料金改定年月日 平成26年4月1日（消費税率引き上げに伴う改定）
 (No. 002～009 共通) 令和元年10月1日（消費税率引き上げに伴う改定）

6 貸出区分・料金体系 (No. 002～009 共通)

貸出区分名	用途・概要等	使用料（1時間）
多目的ホール	営利を目的としない場合	無料
多目的ホール	営利を目的とする場合 500㎡未満	2,090円
		2,460円
多目的ホール	営利を目的とする場合 500㎡以上	4,190円
		4,930円
地域文化ホール	営利を目的としない場合	無料
地域文化ホール	営利を目的とする場合 250㎡未満	1,570円
		1,850円
地域文化ホール	営利を目的とする場合 250㎡以上	4,190円
		4,930円
体育館	入場料を徴収しない場合 市民が体育に使用するとき。	無料
体育館	入場料を徴収しない場合 市民以外の者も参加する体育大会、講習会等に使用するとき。	540円
		640円
体育館	入場料を徴収しない場合 その他の催しに使用するとき。	1,070円
		1,260円
体育館	入場料を徴収する場合 体育に使用するとき。	910円
		1,070円
体育館	入場料を徴収する場合 その他の催しに使用するとき。	3,180円
		3,740円
体育館	営利を目的とする場合	11,380円
		13,390円
和室および洋室	営利を目的としない場合	無料
和室および洋室	営利を目的とする場合 50㎡未満1室につき	210円
		250円
和室および洋室	営利を目的とする場合 50㎡以上100㎡未満1室につき	410円
		480円
和室および洋室	営利を目的とする場合 100㎡以上150㎡未満1室につき	830円
		980円
和室および洋室	営利を目的とする場合 150㎡以上1室につき	1,250円
		1,470円

貸出区分名	用途・概要等	使用料（1時間）
音楽室、調理室および陶芸工作室	営利を目的としない場合	無料
音楽室、調理室および陶芸工作室	営利を目的とする場合 1室につき	410円
		480円

※ 使用料中、上段の金額は現行使用料、下段の金額は改定使用料。

第3期 秋田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定について

1 策定の目的等

- 秋田市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)は、被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持および向上を支援することを目的として策定するもので、全ての保険者が策定。
- 保険者は、データヘルス計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導の結果、レセプトデータ等の健康医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って効率的かつ効果的な保健事業を実施および評価。
- 保健事業を総合的に企画し、より効率的かつ効果的に実施するため、保健事業の中核をなす特定健康診査や特定保健指導の具体的な実施方法を定める「第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画」と一体的に策定。

【計画の根拠】

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に則して策定
市町村等の策定にあわせ、国は計画に記載すべき事項等を整理した策定の手引を作成

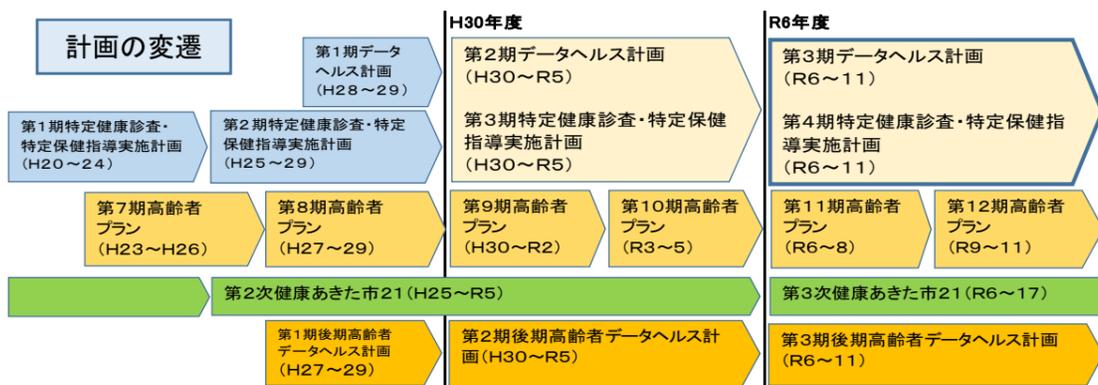
2 次期計画の概要

【計画の期間】

令和6年度から令和11年度まで(6年間)

【計画の位置づけ(他の法定計画との調和)】

- 健康あきた市21(保健総務課)の基本方針を踏まえるとともに、秋田市高齢者プラン(長寿福祉課・介護保険課)、後期高齢者データヘルス計画(広域連合)との情報共有(目的、目標の把握)や関連事項との整合性を図る。
- 効率的・効果的な保健事業の実施のため「第4期特定健康診査・特定保健指導実施計画」と一体的に策定する。

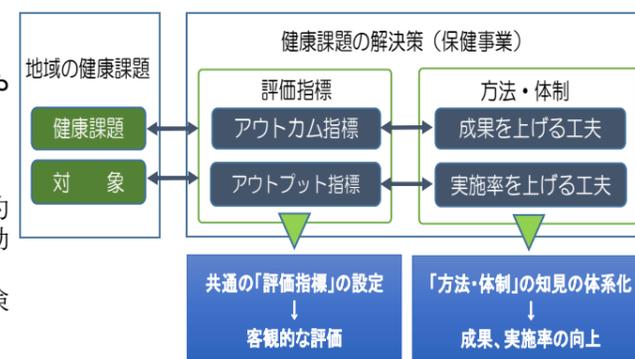


【計画に記載する事項】

- 1 基本的事項
 - ①計画の趣旨、②計画期間、③実施体制・関係者連携等の基本的事項
- 2 現状の整理
 - ①秋田市国民健康保険の特性、②第2期データヘルス計画全般の分析・評価
- 3 健康・医療情報等の分析、分析結果に基づく健康課題の抽出
- 4 個別の保健事業および保健事業全体の評価・見直し
- 5 データヘルス計画(保健事業全体)の目的・目標、目標を達成するための戦略
- 6 健康課題を解決するための個別の保健事業
- 7 計画の公表・周知
- 8 個人情報の取扱い
- 9 地域包括ケアに係る取組およびその他の留意事項
- 10 第4期秋田市特定健康診査・特定保健指導実施計画

3 評価指標の標準化(指標の統一)

- 第3期データヘルス計画では、県単位での指標の統一が推奨されているため、県が示す9項目の共通指標とその評価指標を設定。
- 共通指標の実績値については、毎年、県が実績値を取りまとめ、域内保険者や関係機関(国保連合会、広域連合等)との情報共有を図る。



標準化の目的と期待される効果

- 市町村による保健事業の質向上と現場の事業運営の負担軽減を図ることが目的
- 他保険者と実績を比較したり、自保険者の客観的な状況を把握することで、効果的な保健事業の知見(方法や体制)を抽出しやすくなる。
- 保健事業の成果や実績率向上につながった知見を収集・分析し、県内の他保険者と共有することで、県内全体で効果的・効率的な保健事業が展開される。

○共通指標とその評価指標(対象は国民健康保険加入者)

共通指標	アウトカム指標	アウトプット指標
1 生活習慣病予防	喫煙者の割合 運動習慣のない者の割合 適量飲酒者の割合 血圧が保健指導判定値を超える者の割合	特定保健指導者数 特定保健指導者数 特定保健指導者数 健診結果における未治療者の受診率
2 特定健康診査	特定健康診査受診率	特定健康診査受診勧奨数
3 特定保健指導	特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	特定保健指導の実施率
4 特定健診結果に基づく医療機関への受診勧奨	特定健診で受診勧奨を受けた者の医療機関受診率	健診結果における糖尿病、高血圧の未治療者受診率
5 糖尿病重症化予防	被保険者に占める糖尿病患者の割合 HbA1c8.0%以上の者の割合 新規人工透析患者数	健診結果における未治療者、治療中断者の受診率 健診結果における未治療者、治療中断者の受診率 健診結果における未治療者、治療中断者の受診率
6 がん検診	各種がん検診受診率	がん検診受診勧奨数
7 医療費適正化	重複・頻回受診者の状況 重複処方者の状況 多剤投与の状況 後発医薬品使用率	指導件数 指導件数 指導件数 差額通知数
8 歯と口腔の健康づくり	歯科の1人当たり医療費	歯科健診受診率等
9 介護予防	1件当たり介護給付費 介護認定	関連事業への参加者等 関連事業への参加者等

4 次期計画の保健事業

- 現行の事業の継続を基本とするが、現計画の検証結果に基づいた手法や体制等の見直しを行う。
- 医療費分析で新たな健康課題が確認された場合は、その課題に対応する新たな事業を検討する。
- 共通指標のうち「歯と口腔の健康づくり」と「介護予防」に対応した保健事業を検討する。

掲載予定の保健事業	保健事業の評価指標
特定健康診査	特定健康診査 ○特定健康診査受診率、☆特定健康診査受診勧奨数
特定保健指導	生活習慣病予防 ○喫煙者の割合、○運動習慣のない者の割合、○適量飲酒者の割合、☆特定保健指導者数 特定保健指導 ○特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、○特定保健指導実施率、☆特定保健指導率
糖尿病重症化予防事業	糖尿病重症化予防 ○被保険者に占める糖尿病患者の割合、○HbA1c8.0%以上の者の割合、○新規人工透析患者数、☆健診結果における未治療者、治療中断者の受診率
糖尿病重症化予防事業等	特定健診結果に基づく医療機関への受診勧奨 ○特定健診で受診勧奨を受けた者の医療機関受診率、☆健診結果における糖尿病、高血圧の未治療者の受診率
高血圧症重症化予防事業	生活習慣病予防 ○血圧が保健指導判定値を超える者の割合、☆健診結果における未治療者の受診率
重複頻回受診者への適切な指導	医療費適正化 ○重複・頻回受診者の状況、☆指導件数
重複服薬者への適切な指導	医療費適正化 ○重複処方の状況・多剤投与の状況、☆指導件数
後発医薬品の使用促進	医療費適正化 ○後発医薬品使用率、☆差額通知数
がん検診・がん予防啓発事業	がん検診 ○各種がん検診受診率、☆がん検診受診勧奨数
がん検診助成	がん検診 ○各種がん検診受診率、☆がん検診受診勧奨数

○：アウトカム指標 ☆：アウトプット指標

【策定スケジュール】

(計画の概要)
・令和5年8月~9月
庁内連絡会で協議
国保運営協議会で協議
市議会厚生委員会へ説明

(原案)

・令和5年10月~12月
庁内連絡会で協議
国保運営協議会で協議
市議会厚生委員会へ説明
パブリックコメントの実施

(最終案)

・令和6年2月~3月
庁内連絡会で協議
国保運営協議会で協議
市議会厚生委員会へ説明
計画の公表

令和5年度 ゆき総合対策実施方針等について

雪が降る都市を対象とした除排雪体制等に関する調査、コールセンター等に寄せられた除排雪に関する苦情の分析、町内会長との意見交換会（6月に4回実施）等を参考に検討した結果、市民満足度の向上につながり、かつ、持続可能な除排雪体制の構築に向けて、今冬から下記のゆき総合対策を実施する。

1 令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果について

※ 厚生委員会資料26～28ページのとおり

2 除雪方法の改善

- ・他の多くの雪が降る都市と同様に、10cm以上の降雪があった場合は、圧雪状態を作らないよう初期除雪を実施する。
- ・コールセンターにかかる電話の約82%（令和3年度データ）は生活道路の除雪に関する苦情等であることを踏まえ、今冬は、主要道路から一般生活道路（私道含む）に至る除雪対象路線をすべて除雪することで市民満足度の向上を図る。
- ・上記の除雪の合間に行う補完的な除雪は、道路および地域毎の状況に応じて臨機応変に行う。
- ・一部を除き、排雪（雪山の撤去等）は後日まとめて行うことで除雪の効率化を図る。
- ・毎日定時に除雪業者に対して稼働指示を出すことで体制を整え、迅速かつ効率的に除雪する。

3 コールセンターの受電率（応答率）の向上

- ・コールセンターに寄せられる電話の約87%（令和3年度データ）が除雪の実施状況の照会であることから、「除雪するか、しないか」を自動音声で回答するシステムを導入し、ボリュームゾーンの対応の効率化を図る。
- ・このことにより、直接オペレーターと話したい市民の受電率を向上させる。

4 LINEの機能拡充

年代性別問わず使用頻度が高いLINEの機能を拡充して、除排雪情報を迅速かつ効率的に提供し、同時にコールセンターの受電率向上の一助とする。

(1) 情報提供

- ・LINE画面の操作により、当該日の除排雪の実施状況が表示される。
(令和5年9月現在登録数：約10,000人)

(2) アンケート

- ・廃止する町内会長アンケートの代わりとして、幅広い層の市民アンケート調査機能を取り入れる。

5 小型除雪機貸出しの促進

町内会長アンケートによる、「運搬が大変」および「個人なら利用する」等の小型除雪機を利用しない理由を参考に、コミュニティセンターに配置している32台の小型除雪機を指定場所および時間に配達・回収するとともに、貸出し対象を個人に拡げることで利用促進を図る。

(1) 概要

- ・軽トラック等を所有する法人、個人事業主等を募集し、小型除雪機を使用した除雪を行う町内会又は個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達し、終了後に回収する。(1日3回程度の配達・回収を想定)

(2) 利用条件

- ・市道および私道を合わせて100m以上除雪する。

6 有償ボランティアによる市民除雪

町内会等の地域活動団体、企業等が行う除雪に対して報償金を支払うことで市民協働による除雪意識のさらなる醸成を図り、もって持続可能な除雪体制構築の一助とする。

(1) 概要

- ・冬期間通じて地域の私道を除雪する町内会等に報償金(400円/m)を支払う。

(2) 利用条件

- ・所有する除雪機を活用した場合は100m以上、人力による場合は50m以上を除雪する。
- ・当該私道は、豪雪時を除き、冬期間本市の除雪を行わない。

(3) 除雪中の事故に対する保険

- ・市民一斉除雪デーと同様の、市民総合賠償補償保険(1日～3か月の入院補償：最大5万円)を活用する。

7 本市除雪を取り巻く状況の理解促進および支援策等のPR

- ・広報あきたに5回連続掲載(7月号から11月号)で、他の雪が降る都市との比較を踏まえた本市の除排雪を取り巻く状況等を繰り返し伝えることで、市民の除排雪に対する理解を促進する。
- ・リーフレットを作成して町内会長等に配布することで、市の支援策、コールセンター、LINE等をより効果的にPRする。

令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果について

有効な回答があった市は以下のとおり

旭川市、函館市、青森市、弘前市、八戸市、大館市、横手市、鹿角市、盛岡市、酒田市、山形市、米沢市、福島市、郡山市、会津若松市、長岡市、金沢市、富山市、高岡市、福井市、長野市、高山市 計22市
--

1 調査結果の説明

全国的に大雪に見舞われた令和3年度のデータを基本に、主な項目を抜粋して説明する。

- (1) 除雪対象路線（本市：1,906km）
 - ・旭川市（2,148km）について2番目に長い。
- (2) 除排雪経費（本市：3,634百万円）
 - ・青森市（5,887百万円）について2番目に多い。
- (3) 外部コールセンター（本市：設置済み）
 - ・コールセンターを設置しているは本市のみ。
- (4) GPSによる市民への除雪情報提供（本市：除雪機等に約2,400台設置）
 - ・業者の作業管理用等としてGPSを設置している市が12市ある中で、ホームページで除雪機等の作業履歴を市民公開しているのは3市のみ。
- (5) 市民協働除排雪推進策（本市：小型除雪機貸出可能台数：約60台）
 - ・12市で市民除雪用の小型除雪機を貸し出している。本市の貸出数は平均的だが、高岡市427台、富山市392台と、市民協働除雪の推進に力を入れている自治体とは大きな開きがある。
- (6) 契約業者数（本市：236者）
 - ・富山市340者、福井市258者に次いで3番目に多い。
- (7) 市直営除排雪（本市：実施）
 - ・16市で市所有の除雪機等を活用した直営除排雪を行っている。
- (8) 除排雪の出動判断（本市：業者判断なし）
 - ・18市は業者が除雪出動判断（部分的含む）している。また、除雪や排雪は町内会が判断して除雪業者に発注（市に請求）している市がある。

(9) 私道除雪（本市：ほぼ実施）

- ・本市と同様にほぼ除雪しているのは3市のみで、8市は除雪対象外としている。残り11市は、町内会又は地域住民の申請、合併前の旧町村のみ等わずかな一部の私道だけ除雪している。

(10) 排雪（本市：原則除雪と同時に実施）

- ・本市と同様、原則として除雪と排雪を同時に行うのは1市のみ。その他の市は、災害級の降雪時等例外的な場合を除いて除雪と排雪は切り離している。
- ・全く排雪しない、一冬に数回程度まとめて排雪するかのいずれかにより、除雪の効率化を図っている。

(11) 一斉除雪（本市：1,906kmを4～7日で1回約8億円）

- ・本市の一斉除雪に要する経費は、一斉除雪を行う15市の中で突出している。
- ・本市の一斉除雪の所要時間は4日～7日であるのに対して、多くの市は数時間から1日以内で終了する。

令和5年度 除排雪体制等に関する調査結果(抜粋版)

都市名	秋田市	大館市	横手市	鹿角市	旭川市	函館市	青森市	弘前市	八戸市	盛岡市	酒田市	山形市	米沢市	福島市	郡山市	会津若松市	長岡市	金沢市	富山市	高岡市	福井市	長野市	高山市		
人口	300,257	67,596	83,448	28,141	322,527	242,467	269,095	162,322	219,733	284,054	96,777	243,507	78,710	275,483	322,515	113,386	259,968	458,005	407,790	165,033	256,435	366,591	83,708		
面積(km ²)	906	913	692	707	747	677	824	524	305	866	602	381	548	767	757	382	891	468	1,241	209	536	834	2,178		
除雪対象路線(km)	1,906	805	1,182	556	2,148	1,130	1,591	1,019	1,245	1,539	1,175	1,225	637	949	1,206	854	1,318	896	1,847	1,246	1,831	1,355	1,030		
累積積雪量(cm)	R 3	265	627	866	591	418	274	600	475	132	198	246	385	686	202	-	368	562	206	373	349	248	201	360	
	R 4	198	414	680	544	385	354	557	483	110	212	112	218	544	80	-	203	723	146	125	161	152	89	146	
降雪日数(日)	R 3	93	56	95	104	81	65	73	68	91	41	61	57	82	82	-	56	55	71	36	73	31	42	52	
	R 4	44	50	80	84	76	59	69	65	82	40	53	39	64	14	-	38	52	58	36	57	18	22	27	
除排雪実施日数(日)	R 3	76	86	103	76	110	61	未集計	未集計	62	98	88	94	21	73	89	69	50	51	16	16	41	101	未集計	
	R 4	49	82	90	70	104	85	未集計	未集計	39	106	53	55	19	34	82	67	51	20	20	10	35	97	未集計	
除排雪経費(百万)	R 3	3,634	1,180	2,666	614	2,985	605	5,887	1,935	794	1,631	792	1,458	1,598	768	461	1,429	2,277	1,396	2,191	985	1,615	1,561	1,752	
	R 4	1,598	861	2,152	641	3,578	1,231	5,210	1,854	803	1,504	413	753	1,095	153	318	807	2,148	1,415	1,414	747	2,101	983	953	
本市降雪量を基準した市道100mに要する除排雪経費(千円)	R 3	191	62	69	50	88	52	163	106	128	142	73	82	97	106	-	120	81	200	84	60	94	152	125	
	R 4	85	51	53	42	86	61	116	75	116	91	62	56	63	40	-	92	45	214	121	74	149	161	125	
外部コールセンター	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
職員体制	24時間体制	通常勤務	通常勤務	通常勤務	大雪時は24時間	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	一斉除雪時は24時間	通常勤務	通常勤務	通常勤務	通常勤務	0:30~2:30職員待機	出勤時は24時間体制	降雪日は24時間	警報時は24時間	豪雪時は24時間	降雪日は24時間	通常勤務	通常勤務
市民への除雪情報提供	GPS市民公開	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	有	-	-	-	-	-	
	LINE	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	有	有	有	-	-	有	-	-	-	-	-	-	
市民協働除排雪推進策	機械貸出	-	-	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	有	-	-	有	-	有	有	-	有	-		
	車両貸出	-	-	-	有	有	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-	
	2/3購入補助	-	1/2補助	-	-	-	-	-	-	-	-	2/3補助	2/3補助	-	1/2補助	-	1/2補助	-	3/4補助	2/3補助	-	1/2補助	-	-	
	燃料補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	
	除雪デー	-	-	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	除雪活動	-	報償金	-	マッチング支援	報償金	マッチング	-	-	企業除雪	報償金	報償金	-	-	報償金	-	水中ポンプ報償金	-	-	報償金	-	-	
契約業者数	236	73	57	27	66	44	136	159	82	150	65	104	38	54	78	127	105	192	340	173	258	137	141		
最低保障	なし	有	有	有	有	有	有	有	有	-	有	有	有	有	有	有	有	-	-	-	-	-	-		
保有台数(市業者合計)	除雪機	1,005	256	330	109	506	266	1,073	277	250	558	261	334	309	512	100	307	440	723	1,306	344	525	319	452	
	ダンプ	1,464	不明	不明	不明	不明	165	1,406	781	0	149	3	682	不明	249	58	不明	不明	213	7	不明	不明	37	不明	
市直営除雪(市職員又は会計年度職員の季節雇用)	実施	有	有	有	-	-	-	有	有	有	有	有	有	-	有	-	有	有	-	有	有	有	有	有	
	市所有除雪機数	106	25	158	0	32	0	28	26	10	39	102	11	23	8	1	72	177	34	144	9	61	55	22	
出動判断	部長他	一斉除雪等は部長	-	-	-	-	-	-	-	-	本部設置後は部長	一斉除雪は部長	-	-	-	-	-	-	一斉除雪は部長	-	-	-	-	-	
	担当課	担当課	担当課	担当課	担当課	-	担当課	担当課	-	担当課	担当課	担当課	担当課	-	担当課	-	直営路線のみ担当課	直営路線以外担当課	-	担当課	担当課	-	-		
	業者	-	豪雪時	-	全域	全域	-	生活道路	全域	-	全域	支所管内	自主判断路線	全域	全域	全域	委託路線	全域	重要路線	町内会判断	山間部のみ	山間部のみ	全域	全域	
私道除雪(一部含む)	実施	実施	-	実施	実施	町内会申請で実施	町内会申請で実施	住民依頼で実施	-	実施	-	実施	実施	-	-	町内会申請で実施	実施	実施	-	実施	-	実施	-		
間口除雪等高齢者への配慮	福祉施策	有(320円/回)	-	有(有料)	-	-	有	-	有	-	市職員除雪	-	費用補助	有(千円/回)	-	-	有	-	-	-	-	有	-		
	業者除雪(事前登録)	有	努力指示	-	-	有	-	配慮	-	-	-	有	-	配慮	-	-	有	-	-	-	-	-	-		
排雪	一般生活は除雪同時	まとめて実施	まとめて実施	夜間除雪中排雪	年1~2回実施	まとめて実施	生活は一体幹線まとめ	除雪後に実施	年1回程度実施	年1回実施	まとめて実施	町内会が業者発注	まとめて実施	-	-	まとめて実施	まとめて実施	まとめて実施	まとめて実施	除雪と同時	まとめて実施	まとめて実施	年1-3回実施		
	一斉除雪	経費/回	8億前後	非公表	非公表	非公表	非公表	-	-	-	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表	-	非公表	非公表	-	非公表	非公表	非公表	-	-	
排雪場数	事業者	6	不明独自所有	1,542	-	60	2	35	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	一般	4	16	12	6	8	8	5	5	3	12	4	4	8	4	4	3	22	8	9	10	8	11		
	地域住民	698	約2,000	約1,500	-	237	498	362	41	-	296	-	130	-	-	-	-	未集計	-	-	-	-	-		

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎担当部局)
1	効果的な道路除排雪の推進				
	(1) 除排雪				
	① 稼働基準				
	<p>幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。</p> <p>また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。</p> <p>原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・12月1日に、日本海寒帯気団収束帯(JPCZ)の発生により、山間部での降雪量が多くなり、12月2日に雄和・河辺地区において初稼働となりました。</p> <p>・2月1日には、5時間で18cmの積雪となり、一時33cmの積雪深となったため、市内全域で幹線道路(赤・黄色)から生活幹線道路(オレンジ色)までの除排雪を実施しました。</p> <p>・2月7日からは生活道路(緑・青色)を実施しました。</p>	<p>・一部の生活道路の区分見直しを行い、幹線道路から主要な生活道路までの除排雪を実施した結果、市内において大きな交通障害はみられませんでした。</p>	<p>・引き続き、稼働基準に基づく、初期除雪の徹底を図るとともに、生活道路の除排雪については、広報あきたや説明会等において、稼働基準の理解を求めてまいります。</p> <p>・雪山処理については、高さが概ね1.2mを超え、交通安全上必要な視距の確保が困難になった箇所について、速やかな撤去に努めます。</p> <p>・バス路線は、優先的に除雪を行う幹線道路と位置づけておりますが、雪がない状態でも交互通行が困難な幅員の狭い道路もありますので、今後とも、関係者で協議および情報共有しながら適切に対応してまいります。</p>	建設部
	② 作業時間帯				
	<p>幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。</p> <p>また、生活幹線道路以外の生活道路は日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・幹線道路と歩道は、通勤通学前の早朝に合わせての作業に努めました。</p>	<p>・作業の時間帯に関する住民からの要望はほとんどなく、協力が得られました。</p>	<p>・引き続き、周辺に配慮しながら、計画に基づく道路種別に応じた作業時間帯に、作業を実施します。</p>	建設部
	③ 権限分散				
	<p>地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。</p> <p>(※基本計画4ページ)</p>	<p>・河辺、雄和地域の除雪については、それぞれの市民サービスセンターで対応し、休日夜間については、本部において対応しました。</p>	<p>・稼働指示の判断基準のほか、稼働指示の連絡体制と役割分担について、再確認を行い、本部職員と連携して対応するなど、改善を図りました。</p>	<p>・引き続き、情報を共有しながら、河辺、雄和の両市民サービスセンターと本部がそれぞれの地区の降雪状況に応じ、きめ細やかな除排雪を実施します。</p>	建設部
	④ 道路パトロール				
	<p>ごみ収集(資源化物)等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託し(河辺、雄和地区を除く9地区)、適切な道路状況の把握に努めます。</p> <p>※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。</p> <p>(※基本計画5ページ)</p>	<p>・日中2班、夜間1班の2交替制を標準としたパトロール業務を秋田市総合振興公社に委託し、本部と連携して道路状況の把握や除雪後の仕上がり状況などの確認を行いました。</p> <p>・降積雪状況に応じて、班数や出動時刻を変更するなどの対応を行いました。</p>	<p>・降雪量が多くなることが予想される地域とともに、きだまり箇所や気温の上昇などにより、悪路となることが想定される地域などで重点的にパトロールしました。</p>	<p>・引き続き、2交代制を基本とし降雪状況に応じたパトロールを実施します。</p>	建設部
	⑤ 予算計上				
	<p>過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。</p> <p>また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し、遅滞のない除排雪対応に努めます。</p> <p>(※基本計画5ページ)</p>	<p>・4年度は、当初予算額12億円に対して、2月6日に10億円の専決処分により22億円の予算となり、15億9千8百万円の執行となりました。</p> <p>・GPS端末を2,360台の作業車両に搭載し、予算の執行状況の把握に努めました。</p> <p>GPS搭載台数 R4:2,360台 R3:1,843台 R2:867台 R元:900台 H30:851台 H29:851台 H28:851台 H27:851台 H26:851台 H25:785台</p>	<p>・4年度は排雪用運搬車両全台に対しGPS端末を搭載し、除排雪機械と合わせると2,360台において作業の正確な把握と管理を実施しました。</p>	<p>・除排雪作業をより効率的かつ効果的に実施するため、引き続き除排雪機械および排雪用運搬車両にGPS端末を搭載するほか、除排雪運行管理システム等の改修を行い、作業の正確な把握と適切な運行管理を実施します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	⑥ 除排雪機械オペレータの確保と技術の向上				
	<p>除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。</p> <p>(* 基本計画5ページ)</p>	<p>・除排雪機械の運転免許取得費用等に対して、企業立地雇用課で実施している助成事業に、除排雪機械のオペレータ不足を補うための上乘せ助成を行いました。 【資格取得助成者数】 R4:3名</p> <p>・10月26～28日に希望者60名を対象に経験不足を補うための機械操作の実技を主とした研修会を実施しました。 【受講者数】 R4:60名 R3:29名 R2:8名 R元:38名 H30:15名 H29:40名 H28:32名 H27:79名 H26:66名 H25:124名</p>	<p>・オペレータの技術継承や人員不足が懸念されています。</p>	<p>・引き続き、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 ・除排雪技術向上のため研修会を実施しオペレータの育成に取り組みます。 ・委託業者に対して人員確保や若手オペレータの育成・指導について要請してまいります。</p>	建設部
	⑦ 県との連携				
	<p>県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差点の雪処理方法などについて協議します。</p> <p>(* 基本計画5ページ)</p>	<p>・県道と市道の管理区分にとらわれず、効率的な除排雪作業を行うための県との交換路線は、10路線、11.9kmで実施したほか、県と市の除雪路線が交差する交差点の雪処理についても、相互に適切に対応しました。</p>	<p>・県道と連動して稼働を実施することで効率的に除排雪を進めることができました。</p>	<p>・引き続き、県と協議し、交換除雪を行うなど効率的な除排雪を実施します。 ・県道と連動して稼働を予定している路線について、連絡体制の強化を実施してまいります。</p>	建設部
	(2) 堆雪場				
	① 新規堆雪場の確保				
	<p>豪雪時においては、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。 (大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定していきます。 (中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。 (小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>(大規模) ・民間への売却に伴い秋田港埋立지가堆雪場として使用できなくなったことから、下新城地区に新たな堆雪場の整備を行うために用地取得を行ったほか、旧空港跡地や雄物川右岸などについても、堆雪場として開放しました。 (中規模) ・河辺の秋田市総合環境センターの一部、御所野地区および御野場地区の調整池を業者用の堆雪場として運用しました。 (小規模) ・地域住民用小規模堆雪場については、住宅密集地における堆雪場の確保に努めました。 また、継続使用する際の申請手続を簡略化しました。</p> <p>R4:22箇所(21町内会) R3:24箇所(23町内会) R2:20箇所(19町内会) R元:17箇所(16町内会) H30:20箇所(18町内会) H29:27箇所(25町内会) H28:32箇所(29町内会) H27:34箇所(30町内会) H26:39箇所(33町内会) H25:36箇所(31町内会)</p>	<p>(大規模) ・堆雪容量については、令和3年度に対して約3割の容量を使用する状況でした。 (中規模) ・御所野地区の調整池については、管理者との協議により搬入路の整備を行い常時使用することとなりました。 ・耕作放棄地の利用は、周辺耕作地で使用する用水への影響や、土地の地盤沈下などの影響が発生する可能性があり、耕作者や地元の理解が必要です。 (小規模) ・申請件数は昨年度より若干減少しております。</p>	<p>(大規模) ・下新城大規模堆雪場(仮称)については、今年度の供用開始に向け整備を進めます。 (中規模) ・引き続き昨冬使用した堆雪場において必要に応じて搬入路の整備を実施します。 ・耕作放棄地の利用は難しい状況ですが、引き続き情報収集に努めます。 (小規模) ・さらなる利用促進に向けて、ホームページの掲載方法の工夫や広報あきたの掲載回数を増やすことなどを検討し周知を図ります。</p>	建設部
	② 街区公園等の活用				
	<p>街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンブやソリなどに限定して地域に開放します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・街区公園192箇所、児童遊園地463箇所、その他の公園43箇所、計698箇所を地域に開放しました。 R4:街区192、児童遊園地463、その他43 計698箇所 R3:街区191、児童遊園地462、その他42 計695箇所 R2:街区190、児童遊園地459、その他42 計691箇所 R元:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H30:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H29:街区179、児童遊園地459、その他43 計681箇所 H28:街区178、児童遊園地448、その他43 計669箇所 H27:街区179、児童遊園地448、その他43 計670箇所</p>	<p>・特に問題点は確認されませんでした。</p>	<p>・引き続き、降雪初期から街区公園等を住民用の堆雪場として開放します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
(3) 情報提供					
① コールセンターの活用					
	<p>道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。</p> <p>コールセンターの受付時間は、通常時午前8時から午後8時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ24時間体制で実施します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・電話対応業務を市内のコールセンターへ委託し、電話で受けた内容を本部とリアルタイムで共有することにより、除排雪業務への対応の迅速化を図りました。</p> <p>・受電率を上げるため、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行いました。</p> <p>開設期間 R4.12.10からR5.3.15まで ゆき対策に関する要望等の件数 3,232件</p> <p>R4:3,232件 R3:8,481件 R2:7,032件 R元:1,644件 H30:1,538件 H29:3,904件 H28:7,172件 H27:2,214件 H26:2,380件 H25:5,983件</p>	<p>・「早く除雪して欲しい」、「排雪もして欲しい」、「早く雪山を撤去して欲しい」などの要望が多く寄せられました。</p>	<p>・シーズン前に万全の体制を整えるとともに、作業予定日数を事前に秋田市広報板でPRするほか、回線がパンクした際の対応として音声ガイダンスでメール利用等の呼び掛けを実施するとともに、コールセンターとの協議を密にし回線数の増減対応の必要性について検討をまいります。</p> <p>・コールセンターの受電率の向上として、問い合わせ内容を音声ガイダンスにより振り分けることで、直接、話したい方だけをオペレータにつなぐようにします。</p> <p>・引き続き受電率を上げるため、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行います。</p>	建設部
② GPSの活用					
	<p>GPSを作業車両に搭載し、稼働状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼働履歴の確認もできる機能としております。</p> <p>また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。</p> <p>(* 基本計画7ページ)</p>	<p>・2,360台のGPS端末を使用し、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴をホームページで公開(排雪用運搬車両を除く)しました。また、ケーブルテレビのデータ放送に作業状況を公開しました。</p> <p>R4:2,360台に搭載 R3:1,843台に搭載 R2:817台に搭載 R元:900台に搭載 H30:851台に搭載 H29:851台に搭載 H28:851台に搭載 H27:851台に搭載 H26:851台に搭載 H25:785台に搭載</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・引き続き、除排雪車両の稼働状況や稼働履歴が確認できる除排雪車両運行管理システムのURLをLINEに掲載し、システムへの誘導を行います。また、LINE登録者数を増やすための周知を行ってまいります。</p>	建設部
③ 地域情報員の役割					
	<p>地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・減少傾向にある地域情報員を増員するため、昨年度と同様に建設部と市民生活部の主席主査を配置して対応しました。また、地域情報員へ232件の要望等がありました。</p> <p>R4:398人(管理職377人+主席主査21人) R3:405人(管理職383人+主席主査22人) R2:388人(管理職365人+主席主査23人) R元:395人(管理職380人+主席主査15人) H30:387人(管理職360人+主席主査27人) H29:386人(管理職368人+主席主査18人) H28:387人(管理職368人+主席主査19人)</p>	<p>・管理職の減少や地域的な偏り、また、休日における要望に対する対応など、年々地域情報員への負担が大きくなっています。</p>	<p>・引き続き、地域情報員を配置し、地域からの除排雪に係る要望および意見に迅速に対応します。</p> <p>・地域情報員の役割を確認するために、説明会等を行います。</p>	建設部
④ 町内会長への情報伝達					
	<p>町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・12月に担当地域ごとの地域情報員連絡会において、主務者が中心となり、担当町内会の割り当てや地域情報員間の連絡体制を確立しました。</p> <p>・1月9日に実施を予定していた市民一斉除雪デーについては、実施日の3日前に中止を決定したことから、地域情報員を通して町内会長に連絡を行いました。</p>	<p>・特に問題はありませんでした。</p>	<p>・緊急連絡が必要となった場合には、地域情報員とそれを統括する責任者を活用し、確実な情報の伝達に努めます。</p>	市民生活部
⑤ 除雪対象路線図の提供					
	<p>毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。</p> <p>(* 基本計画9ページ)</p>	<p>・令和4年度からは、除排雪車両運行管理システムへ除排雪対象路線図の表示を行いました。また、LINEを活用し除排雪車両運行管理システムへの誘導を行いました。</p> <p>・1,012町内会長の内、旧秋田市内911町内会長を対象に開催した説明会にて対象路線図および、LINEの登録方法などの説明を行いました。</p>	<p>・一部の町内会から区分見直しを行った道路と現状に相違があるとの意見が寄せられ、意見を基に路線の変更を行いました。</p>	<p>・引き続き、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ優先順位を示した路線図を表示し、除排雪における情報を市民へ提供するとともに、町内会長に対し道路除排雪基本計画書と一緒に除雪対象路線図を送付します。</p>	建設部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	① 除排雪時の支援				
	<p>個人所有の小型除雪機械（農業用機械等）で実施する、地域の狭隘道路や歩道などを対象とした除雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除雪機械の燃料も支給します。</p> <p>（*基本計画11ページ）</p>	<p>・個人所有小型除雪機械等への燃料支給については、71団体からの申請があり、6,315リットル支給しました。</p> <p>R4 71団体 6,315ℓ R3 68団体 8,364ℓ R2 64団体 7,282ℓ R元 52団体 3,554ℓ H30 60団体 4,833ℓ H29 59団体 7,061ℓ H28 56団体 5,937ℓ H27 37団体 3,525ℓ H26 57団体 4,214ℓ H25 59団体 3,729ℓ</p> <p>・小型除雪機械20台を20町内会へ、シーズンを通して貸与しました。</p> <p>R4:20町内会等へ貸与(HG20台) R3:18町内会等へ貸与(HG18台) R2:16町内会等へ貸与(HG15台+小型ローダー1台) R元:17町内会等へ貸与(HG17台) H30:17町内会等へ貸与(HG17台) H29:15町内会等へ貸与(HG15台) H28:17町内会等へ貸与(HG15台、融雪機2台) H27:16町内会等へ貸与(HG15台、融雪機1台) H26:16町内会等へ貸与(HG16台、融雪機2台) H25:15町内会等へ貸与(HG14台、ローダー1台、融雪機2台)</p> <p>・運転手付きダンプおよび運転手付きローダーの貸出はありませんでした。</p>	<p>・燃料支給は、特に問題はありませんでした。</p> <p>・小型除雪機械の利用を検討している町内が複数あることから、さらなる利活用を進めていく必要があります。</p>	<p>・支援制度の利用促進を図るため新たに除雪機を購入するとともに、引き続き、町内会等への周知に努めてまいります。</p>	建設部
	② 自助・共助意識の醸成				
	<p>地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。</p> <p>（*基本計画11ページ）</p>	<p>・1月9日に予定していた「市民一斉除雪デー」について、積雪状況や気象状況を勘案し中止としました。</p> <p>【参加者数】 R4:中止 R3:1,597人 R2～H27:中止 H26:3,369人 H25:2,903人</p>	・実施なし	<p>・市民一斉除雪デーは、R4年度に実施した町内会長アンケートにおいて、これまでどおり実施したほうが良いとの回答が多く、今後もより多くの市民が参加できるようPRに努めてまいります。</p> <p>・町内会アンケートを廃止する代わりに、LINE登録者を活用した幅広い層からの市民アンケートを実施します。</p>	市民生活部
	(2) マナーの徹底				
	① 広報活動の充実				
	<p>除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。</p> <p>（*基本計画12ページ）</p>	<p>・広報あきた12月2日号（保存版）で、除雪マナー等について周知を図りました。</p> <p>・秋田魁新報の秋田市広報板を活用して、除排雪に関する情報を提供しました。（12/20～2/28）</p> <p>除雪マナーに関する情報 12日 除排雪情報 3日 その他(注意喚起,支援等) 46日</p>	<p>・除雪マナー等について、毎年周知を行っています。除雪マナーに合わせ宅内の雪を出す人がいるなどマナーが徹底されていませんでした。</p> <p>・全市的な除排雪の場合でも、1日で作業が完了することを期待する市民がいることから、引き続き、作業期間の周知が必要です。</p>	<p>・引き続き、広報あきた・市ホームページ・秋田市広報板や、LINEを活用した広報活動を行い除雪マナーの徹底に努めます。</p> <p>・広報あきたに連載シリーズ（持続可能な除雪について考えよう全5回）として、市民に向け広く理解を求めてまいります。</p> <p>・全市的な除排雪の場合、完了までに2～3日程度要することをPRしてまいります。</p>	建設部
	(3) ボランティア活動の促進				
	① 自治体職員によるボランティア除雪				
	<p>市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。</p> <p>（*基本計画12ページ）</p>	<p>ボランティアの募集およびボランティアの除雪を行いました。</p> <p>・除雪ボランティア登録者数（R5.3.31までの募集） 市職員 53名 県職員 144名</p> <p>・除雪ボランティア活動状況 市職員 3件（5名） 県職員 5件（16名）</p>	<p>・高齢化の加速により、除雪ができない市民が増加してきているため、第3者の力が必要となっています。その観点から市・県職員のボランティアの活動は大きな支えとなっています。</p> <p>・市民へ向けた除雪ボランティア登録の周知はしつつも、なり手となる方へのサポートも必要とされています。</p>	<p>・市内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。</p>	福祉保健部

令和5年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和4年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和5年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	② ボランティア活動の普及啓発 秋田市ボランティアセンター（市社会福祉協議会へ委託）へのボランティア登録者を増やし活動を充実するため、広報活動を強化します。 （*基本計画12ページ）	各種広報活動を実施しました。 ・ボランティア通信（市ボランティアセンター情報紙）11/11号掲載 ・広報あきた 12/2号掲載 ・秋田県にボランティア登録への協力を依頼。 上記団体を通し、HP、SNS（Facebook、Twitter）による広報や市内大学へのチラシ配布を実施 ・公共施設等へのポスター、チラシを設置 ・市内大学にてボランティア講話の実施	・各広報活動は継続して行います。 ・県道、歩道などの他機関の支援対象にもならない箇所の対応が課題となっています。 ・ボランティアの活動希望日が土日に集中することから職員同行の調整が難しい場合があります。	・令和5年度も各関係機関を通し、市内企業・事業所や学生等を対象に、社会貢献としての地元町内会等の除雪活動への協力や除雪ボランティアへの登録を働きかけます。	福祉保健部
4 安全対策の推進					
(1) 空き家への対応					
	① 2次災害の予防 積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。 （*基本計画12ページ）	・危険度が高いと思われる9件の空き家について、所有者等を特定し指導等を行いました。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発しました。	・適正管理が行われていない場合には、引き続き所有者等に対し指導等を行う必要があります。	・危険度が高い空き家について、所有者等への指導等を行うとともに、積雪による空き家の倒壊等の差し迫った事案が発生した場合には、関係課所室と連携し適切に対応します。 ・広報あきたおよびホームページを活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発します。	総務部
5 雪に強いまちづくりの推進					
(1) 排雪場所の確保					
	① 流雪溝の利活用 現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。 （*基本計画13ページ）	・草生津川からの取水のためのポンプにより旧国道（一本松～面影橋）にある流雪溝を稼働させました。	・ポンプの維持管理手法の検討が必要です。	・沿線住民に周知を図り、引き続き施設の機能を確保しつつ沿線住民の利活用の促進に努めてまいります。	建設部
(2) 歩行者の利便性向上					
	① 消融雪歩道のネットワーク化 中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。 （*基本計画13ページ）	・既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間の確保に努めました。	・新規施設の設置要望や既存施設の老朽化への対応が課題となっております。	・引き続き、既存の融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間を確保します。 ・令和2年3月に策定した「秋田市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的な修繕による延命化や新たな施設整備等を図ります。	建設部
	① 消融雪歩道のネットワーク化 冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップを、ホームページ等で高齢者等へPRします。 （*基本計画13ページ）	・消融雪歩道マップをホームページに公開しています。	・消融雪歩道の情報については、広く全市民に周知することが必要です。	・最新のマップをHP等で公開することにより、広く情報の周知を図ります。	福祉保健部